

带状疱疹予防接種に関する Q&A

No	質問	回答
1	65歳で接種券が届きましたが、有効期限を過ぎてしまい接種ができませんでした。5年後の70歳の時にまた接種券が届きますか？	70歳になられるときは経過措置期間（5年間）が終了しているため、定期接種の対象外となり、全額自費による接種となります。 どの年齢の方も接種券が届くのは生涯1回限りですので、この機会を逃さず接種ください。
2	以前、带状疱疹の予防接種をしたことがあります。年齢は定期接種の対象ですが、接種できますか？	過去に带状疱疹予防接種を受けられた方は、省令で定期接種の対象外と定められているため、接種できません。ただし、医師と相談の上「予防接種を行う必要がある」と医師が認めた場合は定期接種の対象となります。
3	過去に带状疱疹にかかったことがあります。定期接種の対象となりますか？	対象となります。
4	2回の接種が必要な組換えワクチンについて、1回目は組換えワクチンを接種し、2回目は組換えワクチンの代わりに生ワクチンを接種することはできますか？	組換えワクチンを既に1回接種済みの方が、2回目の接種で組換えワクチンの代わりに生ワクチンを接種することは定期接種では認められていません。
5	組換えワクチンの1回目の接種を2月1日にしました。2回目は4月1日以降になりますが、接種券を使用して接種ができますか？	接種券の有効期限は3月末までです。4月以降に2回目の接種をされる場合は全額自費になりますので、定期接種で実施をお考えの方は、組換えワクチンの1回目接種は遅くとも1月末までに接種ください。
6	生ワクチンを接種しようと思います。接種券は切り取って生ワクチンの部分だけ医療機関に持って行けばいいですか？	接種するワクチンが生ワクチン、組換えワクチンのどちらであっても、接種券は切り取らずに医療機関へご提出ください。 万が一切り取ってしまった場合は、切り取った状態で接種券の全部を医療機関にご提出ください。接種券の一部のみの提出はお控えください。